

議案第21号

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例  
大田原市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 35,490円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 53,430円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 53,820円</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、</u> _____ <u>次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,000円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 46,800円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 54,000円</u></p>

- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 70,200円  
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 78,000円  
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 93,600円

(削る)

(削る)

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 101,400円

(削る)

- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,800円  
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 72,000円  
(6) 次のいずれかに該当する者 86,400円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

(削る)

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 117,000円

(削る)

(削る)

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 132,600円

(削る)

(削る)

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 148,200円

しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 111,600円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,800円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 136,800円

円

(削る)

(削る)

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,800

円

(削る)

(削る)

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,400

円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200

円

2 令第38条第11項の規定による保険料の減額賦課に係る前項第1号に掲げる者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。

(11) 次のいずれかに該当する者 144,000円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 158,400円

(新設)

(新設)

230円とする。

3 令第38条第12項の規定による保険料の減額賦課に係る第1項第2号に掲げる者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,830円とする。

4 令第38条第13項の規定による保険料の減額賦課に係る第1項第3号に掲げる者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,430円とする。

5 第1号被保険者に係る第1項各号の保険料額は、第11条に規定する申告のほか、法第202条第1項又は第203条の規定による必要な調査に基づき決定する。ただし、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されていない者に該当するか否か明らかでない場合にあっては、その明らかでない間の保険料額は、第1項第1号の額を適用する。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に

(新設)

(新設)

2 第1号被保険者に係る前項各号の保険料額は、第11条に規定する申告のほか、法第202条第1項又は第203条の規定による必要な調査に基づき決定する。ただし、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されていない者に該当するか否か明らかでない場合にあっては、その明らかでない間の保険料額は、前項第1号の額を適用する。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に

係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の減免)

第10条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の2月前の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に前項の事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 減免を受けようとする納期限及び保険料の額

(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ及び第11号イのいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の減免)

第10条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に前項の事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 減免を受けようとする納期及び保険料の額

(3) (略)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。